

## 第 13 回 松田町 自治基本条例 審議会 議事録

1. 日 時 平成 29 年 7 月 4 日（木） 10：00～12：00
2. 場 所 町役場 4 階 4 A B 会議室
3. 出席者 委 員：別紙「委員等名簿」のとおり  
 （吉田委員、渋谷委員、原田委員、鍵和田委員欠席）  
 事務局：政策推進課（吉田参事兼課長、柳澤課長補佐兼係長、出口主任主事）
4. 配付資料
  - ・ 次第
  - ・ 出席者名簿 (資料 1)
  - ・ 第 12 回審議会議事録 (資料 2)
  - ・ 松田町自治基本条例の原案・会長素案対照表 (資料 3)
  - ・ 松田町自治基本条例にかかる意見書資料 (資料 4)
  - ・ 他市町村における自治基本条例推進委員会及び条例の見直し (資料 5)

【概要】 司会進行（吉田参事兼課長）

### 1. 開 会

### 2. 議 事

#### ① 松田町 自治基本条例 条文（案）

##### 【会 長】

前回、第 1 章「総則」から第 4 章「役割と責務」までご検討をいただいたが、各委員からの意見やこれまでの議論を踏まえ、会長素案として作成したものが資料 3 である。

本日の審議会では、一通り最後まで確認をしたいと思う。本日は、第 5 章「行政運営」から進めることといたします。資料としては資料 3 と資料 4 を比較しながら、検討を進めていきたいと思えます。第 5 章は第 14 条から 21 条までとなっております。資料 4 の委員意見も参考にしながらご発言を頂けたらと思います。

第 14 条「行政運営の基本」で会長素案では原案を基本としつつ、「町の将来的な展望に立ち…」という表現を入れた方が良いのではないかと考えています。

町の将来的な展望といった場合には、後の総合計画を意識すると同時に中長期的な視点も必要であると考えますので、中長期的な視点を示したものが総合計画となれば、町の将来的な展望の上に立って、町を運営していかなければならないという形にしています。

第 15 条「総合計画」については、「議会の議決を経て策定し…」という表現を入れています。これまででは基本構想を作らなければならなかったが地方自治法の改正に伴い、策定しなくてもよいことになってはいますが、多くの自治体では総合計画を策定しています。

基本構想と基本計画を策定する自治体もあれば、基本構想のみを策定するところもありますが、松田町においては、総合計画は議会で議決を経て策定することは示しておいた方がよいと考えましたので第 1 項に示してあります。

第2項は策定方法になりますが、広く町民の意見を聞いた上で策定すべきであろうと考えましたので「町長は、総合計画の策定にあたり、町民の意見を反映した内容とするため、その策定過程に町民参加の機会を設けなければなりません。」としています。

第3項は、「総合計画を町民に周知するとともに、その進行管理を適切に行い、その状況を分かりやすく公表しなければならない。」ということで、計画策定後の町民への周知を徹底しなければいけないことと、その進行管理を適切に行って、状況を分かりやすく公表するということを示しておけば、よいのではないかと考えています。

第16条「財政運営」は、原案と同じになっています。

第17条「行政評価」の第1項は原案どおりですが、第2項は「町長等は、行政評価の結果を町民に公表するとともに、施策等の見直しや予算編成に反映させるよう努めなければなりません。」とし、行政評価を実施しただけではだめで、それを踏まえ、施策等に見直しや予算編成に反映させなければ実施した意味がないので、その点を明記させていただいています。

第18条「説明責任及び応答責任」では、「・及び見直しの各過程・」とし、PDCAのチェック・アクションの部分も町民に分かりやすくすることが必要であるということで明記させていただいています。

第19条「パブリックコメント」は、原案と同じになっています。

第20条「情報公開」、第21条「個人情報保護」は、既に町に条例があるので、その条例の委任規定を条文の中に「別に定める条例により…」を明記させていただいています。

以上、第5章（第14条～第21条）に関して、意見を頂ければ幸いです。

委員から総合計画（第15条）についてのコメントがありますので、お願いいたします。

**【委 員】**

会長素案で良いと思います。

**【会 長】**

行政評価（第17条）はいかがでしょうか。

**【委 員】**

問題は誰が行うかということである。

中核市以上であれば外部審査を行わなければならないが、町では外部審査や監査をすることが難しい中で、行政評価を行政が行っている状況である。

**【会 長】**

監査委員は1つのやり方ではあります。

**【委 員】**

監査委員は、現実に行っている。

**【会 長】**

第6条「参加の原則」の第2項に「町長等は、政策の企画立案、実施、評価及び見直しの各段階において、町民の参加を推進するとともに、参加の制度を常に見直しかつ拡充しなければならない」を追加し、評価は包括的な評価として示しており、評価の町民参加の仕方についての具体は示していないが、この部分で場合によっては逐条解説に、町長等が外部委員を招いて評価することも考えられるので、そうした対応も可能な表現で示しています。

委員からの指摘された行政部局だけではなく、誰かがチェックできるような仕掛けを作っておかないといけないのではないかと考えますので、第17条（行政評価）ではなく、第6条（参加の原則）の方で明示する形となっています。

**【委員】**

行政評価委員会等の組織を立ち上げれば良いとは思いますが。

**【会長】**

制度的には監査委員制度があるので、場合によっては地方自治法の監査請求が一般的なやり方であると考えます。また、監査委員が定期的に町の監査を行うというのが通常であるかと思えます。

それだけではなく、住民も評価に関わるべきではないかということでは非常に大事であると思えますので、第 17 条（行政評価）の逐条解説のところに、第 6 条第 2 項に基づけば、町民の評価委員会等を組織することは考えられるという点を示していくことにしてはどうか考えます。

議会も議会基本条例を策定しており、行政評価については議会も行政のチェックをしていくことが議会基本条例の中に入ってくるので、確認をしていく必要があります。

行政運営になりますので、町長だけではなく、町長等として町のすべての機関を明示しています。

**【委員】**

行政が本気になっているのかどうか。

**【会長】**

現状で町の方では事務事業評価は行っていませんでしょうか。

**【事務局】**

実施しています。

**【会長】**

結果はオープンになっていますか。

**【事務局】**

情報公開でオープンになっています。

**【委員】**

関連計画でも行政評価（PDCA）は行っている。

**【委員】**

監査、町民、行政のそれぞれの視点で異なっているので、町民からの視点は必要である。

**【会長】**

第 17 条（行政評価）の第 2 項は、「…努めなければなりません。」は「…しなければなりません。」とする方がよいでしょうか。では、既に実施しているところであるので「…しなければなりません。」と変更します。

**【事務局】**

第 15 条（総合計画）の「議会の議決を経て」について、議会基本条例等でも表現すると思われる中で、自治基本条例でも明示する必要があるか。

**【会長】**

自治基本条例の方が上位になり、それを受けて議会基本条例となるので、自治基本条例で示しておいた方がよいと思えます。

**【委員】**

以前は総合計画審議会で構想・計画・実施をセットにして検討し、構想のみを議決していたが、明確に示しておいた方がよいと考える。

**【会長】**

総合計画を策定する際には総合計画審議会を設置し、検討するだけではなく、策定過程で町民の参加を設けなければならないのは、審議会や懇話会等が設けられるのと同時に、町民の参加の形態

をすべて含めて、第2項で示しています。様々なレベルで町民の方々に参加してもらうことを第2項では保障しています。

第1項は議決事項であることを示したことで、議会との調整であると考えているので、現段階での表現に留めています。今後、どこまでを議会議決事項にしていくかは事務局での調整になると考えています。

**【事務局】**

基本構想のみで進めたいと考えている。

**【会長】**

総合計画の策定で1年半～2年程度を必要としており、基本構想で約半年間を要し、その後に基本計画を策定していくことから、基本構想を議会に諮り、基本計画を議会全員協議会等で調整するといった形なのではないかと考えます。

**【事務局】**

今年度より次期計画の策定を進めていく予定である。

**【会長】**

住民参加による町民会議等の開催を通じて、意見提案等を審議会に諮り、策定を進めている市町村等もあります。

**【委員】**

第19条（パブリックコメント）で新規計画等を行うが、条例等の改正には必要なかどうか、解説等に示しておくべきではないか。

**【会長】**

条例等の改正までをパブリックコメントするかどうかに関して、実施するところが多いと思う。

**【委員】**

上位法の改正に伴うものも実施するのか。

**【会長】**

上位法の改正に伴うものなどについては規則で対応する方法を考えていくことも想定できます。場合によっては、パブリックコメント条例を策定してもよいかもしれないと思います。

**【副会長】**

条文は、このままでよいと考える。

**【委員】**

小山町の自治基本条例でのパブリックコメントは0件となっている。南足柄市では別途に策定している。

**【会長】**

パブリックコメントが制度としてあっても0件となっているケースが多くなっています。

住民が参加できる仕組み・工夫が必要となっていており、できれば、19条の逐条解説に盛り込めればよいと考えています。

**【委員】**

講演会を町民ではなく、職員向けに実施してもらいたい。

行政が住民をどれだけ踊らせられるかであるかと思う。

**【会長】**

第6章の住民投票については「個別設置型」と「常設設置型」の2案を示してします。

個別設置型は地方自治法に基づき、議会の承認を経て、住民投票に関わる条例を制定して実施す

る方法となります。

個別設置型は有権者数の 1/50 以上と議会での議決がハードルとなっています。また、常設設置型は住民の一定数以上の署名で実施が可能になります。近年では常設設置型が増えてきています。

どちらがよいかを議論していただきたいと考えていますが、今回では決まらないと思いますので、次回に確定したいと考えています。

**【委員】**

原案にある「町長等は・・・」から「等」が削除されたのは町長の決定事項であると捉えてよいのか。

**【会長】**

質問のとおりです。

**【副会長】**

過去に条例案を作成した時には常設設置型で策定しているが、議会でも否決されている。

**【会長】**

常設設置型は別途に条例を定めることにしてあります。その場合の発議をどの位にするのかを定める必要があります。

**【委員】**

常設設置型で進めるべきであるとする。

条例に定める発議は、一般的には 1/3、合併には 1/6 となっている。

**【会長】**

委員からの意見書では「16 歳以上」と示されていますが、詳細な点は別の条例で定めておくこともできますが、一般的には 18 歳以上としているところが多くなっています。

**【副会長】**

大和市は 16 歳以上となっていたと記憶している。義務教育（中学校卒業）を終了した町民というのはどうなのか。

**【会長】**

他の自治体の例として、北海道のある町では合併について、将来の町を担う中学生からの意向も把握するために対象年齢を 15 歳以上として対応しているところもあります。

**【委員】**

現在、小田原市と南足柄市が合併する方向で進めている中で、2 市の合併に伴って、上郡の 5 町にも大きく関わってくるところもある。

住民投票については常設設置型にしておいて、対象年齢については別に条例で定めて対応していく方がよいかと考える。

**【委員】**

外国籍の町民については住民基本台帳法の改正に伴い、問題はなくなっている。

**【委員】**

正直なところ、よくわからない。双方のメリット・デメリットはどんなことなのか。

**【会長】**

個別設置型のハードルは署名数が集まるかどうか、発議とともに条例案もあわせて策定する必要があります。一方で常設設置型は一定数の署名数が集まれば実施が可能になります。

**【委員】**

住民としては常設設置型の方が、声が届くように感じられる。

**【委員】**

常設設置型がよいと考える。

**【委員】**

個別設置型で1/50はどこを見ればよいのか。

**【会長】**

個別設置型については町長の発議のみを示しており、住民からの発議については地方自治法での規定を踏まえており、条文には示していない。

**【委員】**

個別設置型でよいと考える。

**【会長】**

住民投票については、次回の審議会に投票で確定したいと考えています。

第7章「地域コミュニティ」ではあったが、前回の会議の中で表現が重複するという意見もありましたので、「町民による地域の活動」とした表現の修正させていただいています。

前は、委員からの意見で第8条に含まれていましたが、組み替えることもありましたので会長素案で変更しています。

**【副会長】**

住民としての地域活動や町民活動、町の支援で「…に努めます。」の表現はよいと思われる。

**【会長】**

住民が主体として活動することもあるので、過大な拘束力を与えることは大変であると思いましたが、「…努めます。」という表現に留めています。

**【委員】**

近年では自治会への未加入者が増えてきているので、町民同士が一体となれるような形にできればよいと思われる。

**【副会長】**

自治会をはじめ、子ども会やPTA等に参加しない人が増えてきている。

**【会長】**

構成上で問題がなければ、このままの形で進めます。第9章「条例の見直し」に進めさせていただきます。

(※事務局より、資料5「他市町村における自治基本条例推進委員会及び条例の見直し」の説明。)

**【会長】**

自治基本条例に関する委員会についての言及はしていません。期間を設けずに「定期的に…」で明示する形でよいのではないかと考えます。

条例の見直しについては、いずれの自治体も設けていますし、その見直しに関して、南足柄市の場合には自治基本条例推進委員会が設けられています。また、鎌倉市や厚木市、寒川町等でも委員会が設置されています。

**【副会長】**

概ねよいと考えるが、期間は考えさせてもらいたい。

**【会長】**

中井町では「4年を超えない」のように時期で示している市町村もあります。また、発議は誰になるのか。

**【委員】**

見直しが生じたときは、審議会で検討するのがよいのではないか。

**【会 長】**

検討させていただきます。

**【副 会 長】**

年数等は示さないということでよいか。

**【委 員】**

このままでよいと考える。

**【会 長】**

第 27 条（条例の見直し）については再検討いたします。

第 26 条（国及び自治体との関係）については原案と同じとなっておりますが意見等がありましたらいかがでしょうか。

既に行っていることではありますが、自治基本条例として改めて設けて明示しています。

また、第 3 条の第 1 号「町民」の表現を整理させていただきましたがいかがでしょうか。

**【委員全員】**

意見等なし

**【会 長】**

第 4 条で「主権者である…」を追記し、「自発的な責任ある意思と行動によりつくられるものであり…」に追加して修正しています。

第 5 条で「みんなで…」を「相互に…」に修正します。

第 6 条第 2 項の参加の方法で「…見直しかつ拡充…」を追記しているが「拡充」は記載する必要があるか。オープンデータ化の進展に伴い、住民がデータを活用してアプリ開発等を行う動きが始まっています。また、ICTを活用した参加の仕組み等も進むことを含めて、「拡充」という表現を追記しています。

第 7 条の「協働」については、次回の審議会で投票方式で対応します。

第 8 条で以前に子どもや若者についても記載した方がよいとのことでありましたので「年齢を問われず…」を追記しています。

**【委 員】**

第 8 条（町民の役割と責務）の会長素案の中で松田町のみが「まちづくりに参加する権利を持つとともに…」が示されている。しかし、見出しが「町民の役割と責務」と表現されているが、「町民の権利と責務」に修正すべきであると考えます。

### 3. その他

自治基本条例にかかる講演会：7月22日（土） 午後2：30～5：00（予定）

第14回 審議会の日程：8月2日（水） 午前10：00～ 1階AB会議室

### 4. 閉 会

---